



0000.jp - 14259136

お知らせ 5月号

令和6年5月1日発行

社会保険労務士法人 作道事務所  
労働保険事務組合 栃木労働管理協会  
TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279  
ホームページ <https://www.sabg.jp>  
メールアドレス [slm\\_info@sabg.co.jp](mailto:slm_info@sabg.co.jp)



### 令和5年度確定・令和6年度概算

#### 労働保険料申告について

申告期限は 6月1日～7月10日

当事務組合の保険料納入の期日は次の通りです

- 第1期 令和6年6月20日まで
- 第2期 令和6年10月21日まで
- 第3期 令和7年1月20日まで

1期目の労働保険納入通知書は5月下旬を目途に順次発送いたします。  
労働保険料を算出するための資料を当事務所へ提出していない場合は、  
早急にご送付いただきますようご協力をお願いします。

- ★令和5年4月～令和6年3月までの賃金台帳
- ★令和5年4月～令和6年3月までに完成した元請工事の書出し（建設業者様）

### 令和6年度から労災保険率に変更されます！

#### 【主な業種別の労災保険料率変更一覧】

事業の種類	令和6年4月1日	令和5年3月31日
食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000
木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000
金属材料品製造業	5/1,000	5.5/1,000
電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000
その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000

### 「働きたい時間」と「働いて欲しい時間」をマッチングする スキマバイト労働者について



飲食店等で広まっている「タイミー」などのスキマ間バイトアプリを使用した募集サービスで雇用した場合、給与の支払いなどは直接労働者ではなくサービス提供業者を介して行われることがありますが、その短時間労働者の給与も労働保険の申告に含める必要がありますので、ご注意ください。

#### 「外国人雇用状況の届出」は全ての事業主の義務です！

- 事業主は雇用保険に加入していない外国人の雇用や離職などの状況をハローワークに報告する義務があります。
- 外国人雇用状況の届出の提出期限は翌月末日までです。
- 届出用紙はハローワークや厚生労働省のホームページから入手可能です。
- 届出を怠ると最大30万円の罰金が科される可能性があります。
- 離職時も届出が必要なので、忘れずに提出をお願いします。

不法就労を防止するためにも、正確に届出することが重要です！



#### 事務所セミナーへご参加いただき有難うございました！



4月11日（木）に事務所会場およびZOOM視聴によるオンラインセミナーを同時開催いたしました。多くの皆様にご参加いただき、誠に有難うございました。今後もZOOM等のオンラインを活用し、新しい情報を皆様にお届けしてまいります。

- 1部「労働時間の管理について」勤怠管理方法・時間外対策等
- 2部「有効に活用したい賃金改定助成金・税制」キャリアアップ助成金・賃上げ促進税制等
- 3部「職場環境の変化への対応」両立支援助成金（介護離職支援コース）等

セミナーで取上げました助成金や今後の自社の取り組みをどのようにしていくか等、個別のご相談がございましたら当事務所までご連絡頂けますようお願いいたします。